

税務QA

17.11-2

Q2 (社会保険料控除の対象と所得控除の種類)

医師年金掛金は社会保険料控除の対象にならないということですが、控除の対象となる社会保険料の主なものを教えてください。また、所得控除の種類は現在いくつありますか。

A

ポイント

(1) 所得控除の1つである社会保険料控除の対象となる社会保険料は、医療保険、年金保険、労働保険の3つを目的とするもので主な内容は下記のとおりとなっています。

(2) 所得控除は現在全部で15種類あり、そのあらまは下記一覧のとおりです。

1. 社会保険料控除の対象となる社会保険料

控除の対象となる社会保険料は、主として次に掲げる保険料等のほか所得税法に規定されているものに限定されています。

医療保険を目的とするもの 健康保険の保険料、国民健康保険の保険料又は国民健康保険税、地方公共団体職員の相互扶助制度の掛金、介護保険の保険料、政府管掌健康保険等の承認法人等への掛金

年金保険を目的とするもの 厚生年金保険の保険料、厚生年金基金加入員の掛金、国民年金の保険料、国民年金基金加入員の掛金、農業者年金の保険料、国会議員互助年金の納付金

労働保険を目的とするもの 労働保険の保険料、雇用保険の保険料、恩給納金

医療、年金保険を目的とするもの 国家公務員共済組合の掛金、地方公務員等共済組合の掛金、私立学校教職員共済組合の掛金、船員保険の保険料

2. 現在の所得控除一覧

種類	内容	控除額	
		所得税	住民税
雑損控除	災害、盗難、横領により生活資産などに受けた損害	(損失額 - 所得の10%) (損失額のうち災害関連支出額) - 5万円	いずれか多い額
医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	支払医療費 - (医療費を補填する金額) - (10万円か所得の5%のいずれか少ない額) (最高200万円)	
社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額	
小規模企業共済等掛金控除	中小企業総合事業団に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者共済掛金、確定拠出年金掛金	全額	
	本人、配偶者、その他の親族を	最高5万円	最高

生命保険料控除	受取人とした生命保険料		3.5万円
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高5万円	最高3.5万円

損害保険料控除	居住用の家屋、動産などに掛けた火災保険料、傷害保険料、医療費用保険料など	最高1.5万円	最高1万円
寄付金控除	特定寄付金を支払ったとき。ただし、住民税では、自治体、共同募金などに限る	(特定寄付金の支払額) (所得の30%)	いずれか少ない額 1万円
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	1人につき 27万円 特別障害者 40万円	26万円 30万円
寡婦控除	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円	26万円
	所得が500万円以下で子を扶養している人	35万円	30万円
寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
配偶者控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき(控除対象配偶者があるとき) (70歳以上...昭和11.1.1以前生れ)	一般控除対象配偶者 38万円	33万円
		" (同居特別障害者) 73万円	56万円
配偶者特別控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき(控除対象配偶者を除く)	老人控除対象配偶者(70歳以上) 48万円	38万円
		" (同居特別障害者) 83万円	61万円
扶養控除	親族の所得が一定金額以下のとき (16歳以上23歳未満...昭和58.1.2から平成2.1.1まで生まれ) (70以上...昭和11.1.1以前生まれ)	一般扶養親族 38万円	33万円
		" (同居特別障害者) 73万円	56万円
		特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満) 63万円	45万円
		" (同居特別障害者) 98万円	68万円
		老人扶養親族(70歳以上) 48万円	38万円
		" (同居特別障害者) 83万円	61万円
基礎控除	本人の控除	同居老親(70歳以上) 58万円	45万円
		" (同居特別障害者) 93万円	68万円
基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

今年の変更点

老年者控除 50 万円が廃止されました。 寄付金控除限度額が拡大されました(所得の 25% 30%)。 国民年金の社会保険料控除を適用する場合には、確定申告において、保険料の支払証明書の添付が義務づけられました。

サラリーマンの場合、雑損控除、医療費控除、寄付金控除の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。